

令和3年度

# 島牧村教育行政執行方針

島牧村教育委員会

# 令和3年度 教育行政執行方針

## I はじめに

令和3年第1回村議会定例会の開催にあたり、教育委員会の所管する教育行政の執行に関する主要な方針について申し上げます。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、臨時休校や分散登校などの対応に追われた1年でした。

このような中、国が推進している「Society (ソサエティ) 5.0」が、新型コロナウイルス感染症対策により、テレワークやオンライン授業などの形でその流れが一気に加速することとなりました。

社会の在り方が劇的に変わり、先行きが不透明な時代にあつて、子どもたちが身に付けるべき力は、変化を前向きに捉え、自ら課題を見つけ、考え、判断して行動する力です。

また、多様な人々と協働しながら社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となる力です。

教育委員会といたしましては、子どもたちの「生きる力」を育み、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の調和のとれた育成とその基盤となる教育環境づくりに向け、教育行政の推進に努めてまいります。

## Ⅱ 施策の展開

次に、令和3年度の主要な施策について申し上げます。

### 1 学校教育の推進

安全な学校教育活動を行うために、本年度においても、国が定める「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」に基づき、感染症対策に努めてまいります。

コロナ禍の中で、新学習指導要領に基づく教育課程が小学校では昨年4月から全面実施され、中学校では本年4月から全面実施となります。

新学習指導要領においては、子どもたちが「どのように学ぶか」という学びの質が重視されており、子どもたちの「主体的・対話的で深い学び」を実現する授業改善、教科等横断的な学習を進める「カリキュラム・マネジメント」の確立が求められています。昨年度のソーシャルディスタンスが求められた状況下にあっては、「対話的な学び」が困難な場面もありましたが、小学校・中学校ともに様々な授業改善に取り組みました。

教育委員会といたしましては、引き続き、新学習指導要領に基づく教育課程が確実に実施されるよう、取組を進めてまいります。

まず、「確かな学力の育成」についてであります。

令和2年度の全国学力・学習状況調査は、新型コロナウイルス感染症の影響で実施できませんでしたが、小学校では基礎的・基本的な内容の到達状況を把握できる標準学力検査（CRT）を実施しました。

この学力検査からは、国語に関しては全学年ともに全国平均を上回る領域が多くみられました。算数に関しては「数と計算」「量と測定」などの領域で全国平均を下回り、課題がみられました。

一方で、計画を立てて家庭学習に取り組む児童生徒の割合が増えており、望ましい学習習慣の確立が少しずつ図られている状況が見られます。

引き続き「確かな学力」を育むため、各学校ともに個に応じた指導の充実を図るとともに、小学校では朝・放課後学習、夏季・冬季休業期間の学習サポート、中学校では放課後サポート、夏季・冬季休業期間の講習会などを実施します。

また、小学校においては村独自で教員を配置し、基礎・基本の定着を図るための授業が行われる環境づくりに努めます。

子どもたちに資質・能力を積み上げて育成するためには、義務教育9年間を見通した教育課程を行うことが必要です。

国においては、授業の質の向上や児童の学習内容の理解度・定着度の向上などを図ることをねらいとして、令和4年度から導入を予定している小学校高学年の教科担任制について、昨年度から先行して実施しておりますが、本年度においても、教員の専門性を生かしながら実施してまいります。

また、算数及び外国語（英語）につきましては、小・中学校が連携し、乗り入れ授業、オンライン授業などを行うことによ

り、算数の基礎力、英語力の向上に努めてまいります。

次に、ICT環境の整備についてであります。

児童生徒1人1台端末の実現を目指す国の「GIGAスクール構想」に基づき、令和3年度のタブレット端末の整備を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症対策に伴い1年前倒し、整備したところです。

新学習指導要領では、情報活用能力を、言語能力と同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置付け育成を図るとともに、ICTを活用した学習活動の充実を求めています。

各学校においてはすでにタブレット端末を活用し、分かりやすく深まる授業に成果をあげております。

また、コロナ禍において今後も発生する可能性が高い、臨時休校時などのオンライン授業にも活用してまいります。

特別支援教育につきましては、個々の教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行うため、島牧村特別支援連携協議会を開催するなかで、福祉課・保育所・小学校・中学校・余市養護学校など関係機関と情報等を共有し、一貫した指導、支援に向けた取り組みを行ってまいります。

また、保護者からの意向を受け在籍の変更など、支援の充実を図ってまいります。

次に、寿都高校についてであります。

寿都高校では、これまでも札幌西高校と遠隔システムを使った英語授業などを行ってきましたが、本年度は北海道高等学校遠隔授業配信センターからの遠隔授業で、国語、数学、理科など教科を拡大し、個々の能力や進路希望等に合わせた取り組み

を行っていきます。

村内から通学できる唯一の高校として、欠かすことができない学校でありますことから、引き続き、各種模擬試験、資格取得検定などの受検経費の助成を行ってまいります。

次に「豊かな心の育成」についてであります。

これからの時代を生きる子どもたちには、様々な価値観や言語、文化を背景にする人々と、互いに尊重し合いながら生きていくことが今まで以上に重要となっており、協働して社会を形作った上で求められるルールやマナー、規範意識や自己肯定感などを育てていくことが求められています。

このため、「特別の教科 道徳」を中心に教育活動全体を通じ、道徳的諸価値の意義や大切さについて理解する学習を進めてまいります。

いじめ防止につきましては、「島牧村いじめ防止基本方針」及び各学校が策定した「学校いじめ防止基本方針」を基に、定期的なアンケート調査や教育相談などを行い、未然防止や早期発見に努め、いじめを許さない環境づくりに努めます。

読書は子どもたちにとって、言語活動を促すとともに、感性や創造性を豊かにし、人生をより良く生きる力を身に付ける上で欠かすことができない活動です。

引き続き、朝読書や読書週間を設け、読書の習慣を身に付ける取り組みを行うとともに、道立図書館と連携したブックフェスティバルの開催など、読書活動への支援を行ってまいります。

次に「健やかな体の育成」についてであります。

令和2年度の「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い実施できませんでした。

本調査の実技に関する調査と同様の種目で行う「新体力テスト」を実施しました。

その結果、昨年までと同様、小学校・中学校ともに握力や筋パワーについては全国平均を上回っていますが、持久力や柔軟性が劣る結果となっています。

体力は、あらゆる活動の源になるものであり、意欲や気力といった精神面の充実にも大きく関わっています。

このため、子どもたちの発達段階に応じた体力の向上、健康の確保が重要です。

引き続き、体育の授業や休み時間等での体力づくりに取り組むとともに、マラソン大会、耐久遠足、スキー遠足、クラブ活動や部活動などについてサポートしてまいります。

また、生涯にわたって健康で生き生きとした生活を送るためには、食に関する正しい知識や望ましい食習慣を、子どもたちに身に着けさせることが大切です。

引き続き、栄養教諭が中心となって、給食指導や教科指導を通じて、計画的に食育の取り組みを進めてまいります。

虫歯の予防に係る「フッ化物洗口」につきましては、福祉課と連携し、希望者を対象に実施してまいります。

次に「信頼され地域とともにある学校づくり」についてであります。

地域全体で子どもたちの成長を支えることができるよう、学校、家庭、地域が課題や目標を共有し、地域とともにある学校づくりを目指すコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の活動を引き続き展開します。

特に、義務教育9年間を見通した教育課程を行うためには、小・中学校が課題を共有し、学校全体で取組むことが重要であり、コミュニティ・スクールを活用するなかで、小中が連携した教育を推進してまいります。

防災教育についてであります。昨年度、北海道教育委員会が文部科学省の委託を受けた「北海道実践的安全教育モデル構築事業」のモデル地域として指定を受けました。

中学校を拠点校として、自然災害への理解や安全行動など、危険予測・回避の能力を身に付けさせることを目的とし、地域の方々の御協力を頂きながら、ハザードマップの作製や一日防災学校を実施しました。

引き続き、地域と連携しながら、義務教育9年間を通した防災教育に取り組んでまいります。

教職員の資質・能力の向上についてであります。学校教育の充実を図るためには、教職員の人間性や指導力によるところが大きく、常に専門性を高め、確かな教育活動が遂行できるよう、継続的に資質・能力の向上を図ることが大切であり、特に、授業づくりに欠かせない指導方法の改善等について理解を深めることが必要です。

このため、校内研修の充実を図るとともに、村教育研究会への支援、後志教育研修センターや道立教育研究所における研修機会の確保に努めるほか、後志教育局指導主事の指導訪問、指



導主事の派遣を受けて年2回のスキルアップ研修会の実施など、教職員の資質・能力の向上に努めてまいります。

最後に「学校施設等の整備」についてであります。

まず、昨年度は小・中学校のトイレの洋式化、教室のエアコンの設置を行い、子どもたちが快適に学ぶことができる環境の充実に努めることができました。

次に、教職員住宅についてであります。

教職員住宅の建築に係る国の交付金を受けるためには、「インフラ長寿命化基本計画」で求められている個別施設毎の長寿命化計画の策定が必須であることから、令和3年3月中に策定の予定であります。

この長寿命化計画をもとに、老朽化した住宅の廃止、所管換えなどを行い、住宅の建設に向けた手続きを進めてまいります。

## 2 生涯学習の推進

まず、「青少年教育」についてであります。

次代の担い手である子どもたちには、成長の各時期に望まれる様々な体験を通じて、創造性や協調性などを身に付け、健やかに成長させることが大切です。

このため、地域の団体等の御支援、御協力をいただきながら、地域の特性を生かし、自然や文化に理解を深める「ふるさと教室」などの体験活動を引き続き実施してまいります。

また、子どもたちの放課後対策として実施している「放課後児童クラブ」は、子どもたちが安全で安心して学び・遊べる場として定着しており、本年度から長期休業期間中も実施してまいります。

次に「成人及び高齢者教育」についてであります。

成人教育につきましては、地域の人材を活用した「英会話講座」などを開催し、学習機会の提供に努めてまいります。

高齢者教育につきましては、本村で開催される「南後志ブロック高齢者交流会」に必要な支援を行うとともに、高齢者が健康で明るく、生きがいに満ちた生活を送ることができるよう、学習機会の提供を検討してまいります。

次に「人材育成事業」についてであります。

活力に満ちた村づくりを推進するため、「むらづくり・人づくり講演会」、「小学生国内視察研修」、「村内若者視察研修」、「中学生海外視察研修」を実施してまいります。

次に「芸術文化の振興」についてであります。

芸術や文化に触れ、親しみ、関わることは、人々の創造性や表現力を高め、生活に潤いと心の豊かさを育むことに、大きな役割を果たします。

このため、「文化祭」、「ふるさと演芸会」を開催し、日頃から活動に取り組まれている方々の成果を発表する機会確保に努めてまいります。

また、学校の教育活動の一環として、子どもたちが優れた芸術に触れる機会となる芸術等鑑賞事業を、引き続き実施してまいります。

最後に「スポーツの振興」についてであります。

心身の健全な発達を促し、明るく豊かで活力のある地域社会を形成するうえで、スポーツは必要不可欠なものであります。

このため、「村民大運動会」、「パークゴルフ大会」や「ボッチャ大会」の開催、スポーツ少年団、スポーツ団体などへの活動支援を行ってまいります。

なお、昨年度は新型コロナウイルス感染症に伴い、多くの事業・大会等が実施できなかつたところではありますが、本年度の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症の感染状況、国における緊急事態措置や道の対策状況などを勘案し判断してまいります。

### Ⅲ むすび

以上、令和3年度に取り組む主要な施策について申し上げます。

教育委員会といたしましては、コロナ禍にあっても、子どもたちの学びを止めないよう取り組んでいくとともに、諸課題にも迅速に対応し、村理事者、教育関係者等と連携を図り、関係団体の御協力をいただきながら、本村教育の充実・発展に取り組んでまいります。

村民の皆様並びに村議会議員の皆様の御理解と御協力を心からお願い申し上げます。